

答 申 保 第 82 号
令和 8 年 2 月 13 日
(諮問保第 107~108 号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 11 月 7 日付けで、「平成〇年時に〇〇被害に遭い〇〇に罹患。平成〇年フラッシュバックにより記憶が蘇り、鹿児島県警に被害相談をした。〇〇で告訴。平成〇年〇月〇日（〇）供述調書作成。平成〇年〇月〇日、「捜査できない」と告訴を取り下げさせられた。その後（平成〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月）、電話で苦情・抗議・問い合わせをしたが、納得いく回答は得られていない状況である。①告訴を取り下げさせられた理由、②捜査ができないとする理由、③告訴を取り下げさせるという判断が誰によりどのような経緯でなされたのか、決裁者は誰なのか、④苦情・抗議・問い合わせへの対応記録の内容等を知りたいため、関連する記録の開示を請求します。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和 6 年 11 月 22 日付け鹿総第 290 号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分 1」という。）及び令和 6 年 11 月 25 日付け鹿捜一第 261 号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分 2」という。）を行った。

その後、本件処分 1 及び 2 を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 1 月 23 日及び令和 7 年 2 月 15 日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分 1 及び 2 を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 諮問保第 107 号関係

(ア) 〇〇被害にあったこと及びその件に関する県警の対応に関して複数回相談しているが、そのうち 1 件しか開示されていない。

- (イ) 本件処分 1 が適法・適正であるためには、憲法および関係法令の趣旨に合致し違反していないことが必要であり、単に県警の規程に基づき、対象公文書を適正に探索したというだけでは不十分である。
- (ロ) 実施機関の弁明によると鹿児島県警察情報管理システム（以下項目 2(3)において「管理システム」という。）により適正に探索したところ、開示された 1 件以外、「開示請求に係る保有個人情報を保有していない」ということになる。したがって、法第 82 条第 2 項により「開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」はずである。しかし、本件処分では、その他の保有個人情報は「保有していない」旨の通知はなかった。「存在しない」・「保有していない」という通知がないのであるから、審査請求人が「他にも複数回苦情・相談したのに、なぜ 1 件しか開示されないのだろう」と思い不服を申し立てるのは当然である。
- (ハ) 県警捜査一課の報告書のメモ書きや審査請求人のスケジュール帳に記載があることから、開示された 1 件以外にも苦情・相談があったことは明らかである。
- (ニ) 当該個人情報を「保有していない」理由としては①「苦情・相談が記録されていなかった」、②「保存期間を過ぎていた」という 2 つの理由が考えられる。弁明書には管理システムを適正に探索したが「存在しなかった」ということは記されているが、なぜ存在しなかったのかは明記されていない。管理システムに「存在しなかった」というだけでは上記①あるいは②のいずれが理由なのか判別できない。
- (ホ) 組織内部の規程・システムを弁明の根拠とするのは行政不服審査法の目的に沿うものではなく、「本件処分は適法・適正である」という証明にはならない。

イ 諮問保第 108 号関係

- (イ) 法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとして不開示とされた部分の開示を求める。
- (ロ) 平成〇年〇月〇日〇〇警察署に於いて告訴を撤回するようサインさせられた書類が不開示であるため開示を求める。
- (ハ) 決裁欄・起案欄の押印に関し、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当するものは、その職・氏名の開示を求める。
- (ニ) 審査請求するに至った前提に実施機関の不正捜査があったという事実がある。実施機関はその事実を無視して弁明しており、それゆえ棄却を求める弁明内容及び根拠がずれたものとなっている。令和 6 年 11 月 7 日、審査請求人は〇〇被害を告訴したが取り下げられた件に関して保有個人情報の開示を請求し、それにより実施機関

の不正行為が判明した。そのため、令和〇年〇月〇日に諮問実施機関に実施機関の不正に関して根拠を示して苦情申出書を提出しており、それに伴って審査請求をしている。

したがって、原処分が適法・適正であると認められる大前提として、実施機関の捜査自体が憲法及び関係法令の趣旨に合致し、適法・適正であることが実施機関によって証明されることが必要である。

弁明書では捜査が適法・適正であったかどうかについては全く触れられていない。

- (ウ) 個人情報保護委員会によると、「法第 78 条第 1 項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているもの」であるとされている。本件に関しては警察の捜査自体が不正であることから、その情報は「保護すべき権利利益」とはいえず、同項第 7 号は適用され得ない。

以上より、法第 78 条第 1 項は不正な捜査に関してまでも不開示により保護しようとするものではないことは明らかである。

- (エ) 弁明書には「関連する保有個人情報を検索し」とあるが、「告訴を撤回するようにサインさせられた書類」というのは不正行為の証拠となる書類である。そのような書類を実施機関が管理システムにデータ化して残すというのは考えにくい。したがって、検索して確認されなかったことをもって「不存在と判断する」というのは公正ではなく、実施機関の判断として適切とはいえない。さらに「不存在と判断する」というのは、そもそも最初から書類が「不存在」なのか、書類を処分してしまい「不存在」なのか不明である。

- (オ) 法第 78 条第 1 項第 2 号イにより、警察職員の氏名（都道府県警察の場合、原則として警部補より上の階級）が開示対象とされ、同号ハにより、公務員の職名が開示対象とされている。ここで審査請求人が求めているのは押印されているものについての職・氏名の開示である。印影によりその「氏」はうっすら判読できるが「職」と「名」は開示されていないため「決裁欄・起案欄の押印に関し、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当するものは、その職・氏名の開示」をしよう求めているのである。

実施機関は審査請求人の請求理由の解釈を誤って思い込み、結果、弁明書の主張がずれたものとなっている。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 諮問保第 107 号関係

ア 審査請求人は、「〇〇被害に遭ったことやその件に関する県警の対応について複数

回相談しているが、そのうち 1 件しか開示されていない」旨を主張し、原申請に係る手続の過程における実施機関側の不作為を主張しているが、当該手続は法の規定に基づいて適正に行われており、審査請求人の主張は失当である。

また、当該開示請求については、総務課、捜査第一課で受け付けて処理を行っており、総務課で保有している文書として、苦情・相談等事案処理票が該当した。

イ 本件審査請求の事実上の争点は、原処分に係る保有個人情報が記録されている公文書のほかにも、原申請（開示請求）に係る保有個人情報が記録されている公文書が存在するかの点にある。

ウ 県民等から実施機関に寄せられた相談、苦情、要望、意見、請願その他の申出については、「警察安全相談業務の的確な推進について（通達）」、「鹿児島県警察苦情等処理規程の運用について（通達）」に基づき、鹿児島県警察情報管理システムで運用している苦情・相談等事案管理業務（以下「管理システム」という。）に登録し、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に管理している。

エ 原申請（開示請求）に係る対象公文書である苦情・相談等事案処理票は、管理システムから出力した文書であり、鹿児島県警察公文書管理規程により、その保存期間は 3 年と定められており、保有個人情報の開示請求に係る文書の保存期間は 5 年と定められている。

オ 原申請（開示請求）に基づき、請求人の氏名、住所、電話番号等を用いた管理システムでの検索と併せて、目視確認まで行ったが、請求時点で保存期間内に存在した審査請求人の保有個人情報が記録された公文書は 1 件のみであった。

カ 本件で開示されなかった情報（平成〇年、平成〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日の苦情・相談等事案処理票）はいずれも保存期間満了のため存在しなかったものである。また、保存期間が満了し、廃棄されたデータの記録は、管理システムに残らない仕組みになっている。このため、当該情報が当初から作成・記録されていなかったのか、又は作成後に保存期間満了により廃棄されたのかを確認することはできず、いずれに該当するかを特定することはできない。

キ 本件対象保有個人情報を特定するに当たっては、請求時点で総務課が保有する審査請求人に関する苦情・相談等事案処理票を本件対象公文書としたことから、審査請求人に対し、請求内容及び対象となる公文書の範囲等の確認は行っていない。

(2) 諮問保第 108 号関係

ア 原処分において、法第 78 条第 1 項第 7 号を適用して不開示とした部分を、種類別に分けると、「担当者の連絡先（警察電話番号）」、「捜査の判断及び処理方針に関する

ること」及び「開示請求者以外（第三者）の供述に関すること」となる。

「担当者の連絡先（警察電話番号）」については、これを開示すれば、実施機関に対して反発や反感を抱いている者からの事務妨害を目的とする架電がなされることで、業務の停滞につながるなど、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営に影響が及ぶこととなり、通常業務における連絡や突発的な事案の対応等、警察業務の円滑な遂行を困難にするおそれがあると判断したものである。

「捜査の判断及び処理方針に関すること」については、今後の捜査方針、実施した捜査の結果、捜査指揮及び処理結果に関する記載部分であり、これらを開示すれば、同種事案の犯罪を計画している者に、警察がどのように判断し、捜査し、処理するかなどを知られることとなり、犯行を容易にするおそれがあるほか、捜査関係者からの各種照会結果を明らかにすることで、その後の捜査関係者からの捜査協力が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、別事件に関する情報を記載したものについても、これらを開示することにより、その後の捜査関係者からの協力が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を生じるおそれがあることなど、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから同項第7号に該当すると判断したものである。

「開示請求者以外（第三者）の供述に関すること」については、一般的には、法第78条第1項第2号の「開示請求者以外の個人情報に関する情報」であり開示義務の対象外と考える。さらに、開示請求者以外の供述内容は、同号の適用のほか、これを開示すれば、警察捜査に協力した者が、危害を加えられる、風評被害を受けるなどして、今後の捜査協力を得られなくなり、将来の同種の事務の目的が達成できなくなるなど事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号と併せて、同項第7号にも該当すると判断したものである。

イ 本件対象保有個人情報を特定するにあたっては、審査請求人から平成〇年に被害相談を受けた事件の記録として、捜査第一課及び〇〇警察署が保有する一切の文書を本件対象公文書としたことから、審査請求人に対し、請求内容及び対象となる公文書の範囲の確認は行っていない。

ウ 一般的に、供述とは、刑事訴訟法上、事実を事実として述べる行為をいうが、この供述を記録して書き記しておく書類を供述調書といい、読み聞かせ等をして、誤りがないかどうかを確認し、誤りのないことを申立てたときは、これに署名押印することを求めることができる旨規定されている。

また、告訴は、親告罪では訴訟条件の一つであり、告訴がなければ起訴は不合法として棄却される。〇〇罪は親告罪ではないことから、通常は告訴状の提出を求めずに被害届を受理して捜査する。

関係職員からの聞き取りによると、本件は、平成〇年〇月〇日、〇〇警察署において、審査請求人に捜査結果等を説明した後、審査請求人の供述を録取した内容で読み聞かせをしたところ、署名を拒否されたことから、供述調書の作成は断念したとのこ

とであった。よって、完成に至っておらず、いずれかの時期に使用の目的がなく保管不要と判断して廃棄された可能性が高いと思われる。また、告訴状の受理や告訴調書の作成はなく、告訴の取り下げを強要した事実も確認されなかった。

したがって、審査請求人が主張する「平成〇年〇月〇日〇〇警察署において告訴を撤回するようサインさせられた書類」については、確認されておらず、不存在と判断する。

エ 決裁欄・起案欄の押印に関し、原処分で、法第 78 条第 1 項第 2 号を適用して不開示とした部分については、全て警部補以下の職員の押印であり、警部補以下の職員の氏名については、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、審査請求人が主張する同項第 2 号イの規定には該当しないと判断する。

また、決裁欄・起案欄に押印されているものについての職・氏名が記載されている公文書は存在しなかった。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 2 月 7 日	諮問保第 107 号に係る諮問を受けた。
3 月 10 日	諮問保第 108 号に係る諮問を受けた。
3 月 14 日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。(諮問保第 107 号)
3 月 27 日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。(諮問保第 107 号)
4 月 18 日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。(諮問保第 108 号)
5 月 13 日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。(諮問保第 108 号)
11 月 26 日	諮問の審議を行った。(諮問保第 107 号について、諮問実施機関から処分理由等を聴取)
12 月 17 日	諮問の審議を行った。(諮問保第 108 号について、諮問実施機関から処分理由等を聴取) 諮問保第 107 号及び第 108 号について、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第 4 条の規程により、併合して審議を行うこととした。
令和 8 年 1 月 28 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分 1 及び 2 に係る対象保有個人情報として総務課及び捜査第一課が特定したのは、それぞれ次のとおりである。

(ア) 対象保有個人情報 1（諮問保第 107 号）関係

〇〇被害にあったことに関して鹿児島県警察に相談したことがわかる苦情・相談等事案処理票中の審査請求人に関する情報

(イ) 対象保有個人情報 2（諮問保第 108 号）関係

本部長指揮事件・報告事件報告書、署長事件指揮簿、呼出簿及び捜査主任官指名簿中の審査請求人に関する情報

審査請求人は、本件処分 1 及び 2 の取消しを求めており、その理由として、「法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとして不開示とされた部分の開示」や「本件処分が開示されなかった文書の開示」等を求めていることから、本件処分の妥当性について判断を行うこととする。

イ 法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

法第 78 条第 1 項第 7 号本文では、「国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ，捜査第一課が本号に該当するとして不開示とした情報は次のとおり分類することができるため，それぞれの分類ごとに，同号該当性について判断する。

(ア) 担当者の連絡先（警察電話番号）

当審査会において，当該不開示部分を見分したところ，警察電話番号が記載されていた。

捜査第一課は，当該情報を開示することにより，事務妨害等を目的とする架電等の対象となるおそれが高く，これにより，通常事務における必要な連絡，調整等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する旨主張している。

警察業務は，その他の行政事務と異なり，検挙や規制を行うものであることから，被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれがあり，警察電話番号を利用する個人を特定した脅迫，誹謗中傷，事務妨害等を目的とする架電等により，通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応に支障を及ぼすなど，警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって，警察電話番号が記載された部分を法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした捜査第一課の判断は妥当である。

(イ) 捜査の判断及び処理方針に関すること

捜査第一課は、当該情報を開示することにより、一般的な捜査の判断及び処理方針や捜査手法等に関する情報が明らかとなることで、同種事案の犯罪を計画している者に警察がどのように判断し、捜査し、処理するかを知られるおそれがあり、当該事務の性質上、その適正な遂行や将来の捜査に支障を及ぼすおそれがあるほか、捜査関係者からの捜査協力が得られなくなり、将来の捜査に支障を生じるおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する旨主張している。

当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、捜査方針や捜査内容、捜査結果が記載されており、一般的な捜査の判断及び処理方針や捜査手法等に関する情報が明らかになる情報であり、将来の捜査に支障を及ぼすなどのおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした捜査第一課の判断は妥当である。

(ウ) 開示請求者以外（第三者）の供述に関する事

捜査第一課は、当該情報を開示することにより、捜査に協力した者が危害を加えられる、風評被害を受けるなどして、今後の捜査協力を得られなくなり、将来の同種の事務の目的が達成できなくなるなど、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する旨主張している。

当審査会において当該不開示部分を見分したところ、医師からの事情聴取結果が記載されており、仮に、その記載内容が開示された場合、今後、医療関係者からの捜査協力を得られなくなり、将来の同種の事務の目的が達成できなくなるなど、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした捜査第一課の判断は妥当である。

(エ) 別事件に関する事

捜査第一課は、当該情報を開示することにより、捜査関係者からの捜査協力が得られなくなり、将来の捜査に支障を生じるおそれがあることなど、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する旨主張している。

当審査会において当該不開示部分を見分したところ、別事件に関する情報が記載されており、そもそも審査請求人の対象保有個人情報ではないことが明らかであり、このような場合、当該情報を開示請求の対象となる情報に位置付けした上で、不開示情報として扱うことは妥当ではなく、対象保有個人情報ではない情報として扱わなくてはならない。

したがって、捜査第一課が、当該情報を法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報として不開示としているのは誤りであると指摘せざるを得ない。しかしながら、当該情報を不開示情報として黒塗りをして開示していないことにより対象保有個人情報ではない情報を公にすることがなかったことは、結果としては妥当であったとい

うことになる。

ウ 対象保有個人情報の特定の妥当性

審査請求人はそれぞれ、次の保有個人情報についての開示を求めている。

(ア) 諮問保第 107 号

苦情・相談等事案処理票 3 件（平成〇年，平成〇年〇月〇日，令和〇年〇月〇日）

(イ) 諮問保第 108 号

- a 平成〇年〇月〇日〇〇署に於いて告訴を撤回するよう審査請求人がサインをさせられた書類
- b 決裁欄・起案欄の押印に関し、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当するもので、その職・氏名が記載されたもの

(ア)について、総務課の説明によると、対象保有個人情報が記載された苦情・相談等事案処理票とは、管理システムから出力した文書であり、鹿児島県警察公文書管理規程により、その保存期間は 3 年と定めているとのことであった。

そこで、総務課は原申請（開示請求）に基づき、請求人の氏名、住所、電話番号等を用いた管理システムでの検索と併せて、目視確認まで行ったが、請求時点で保存期間内に存在した審査請求人の保有個人情報が記録された公文書は 1 件のみであった旨主張している。

一方、審査請求人は上記 2 (3)ア(エ)のとおり、県警捜査第一課の報告書のメモ書きや審査請求人のスケジュール帳に記載があることから、開示された 1 件以外にも苦情・相談があったことは明らかであると主張している。

当審査会において報告書のメモ書きやスケジュール帳を確認したところ、開示された 1 件以外にも、捜査第一課が審査請求人の相談を受けていたことや、審査請求人が捜査担当の警察官に電話したことが推察される内容が記載されていた。

当該保有個人情報の有無について、総務課に確認をしたところ、本件で開示されなかった情報（平成〇年，平成〇年〇月〇日，令和〇年〇月〇日の苦情・相談等事案処理票）はいずれも保存期間満了のため存在しなかったものであり、保存期間が満了し、廃棄されたデータの記録は、管理システムに残らない仕組みになっているため、当該情報が当初から作成・記録されていなかったのか、又は作成後に保存期間満了により廃棄されたのかを確認することはできず、いずれに該当するかを特定することはできないとのことであった。

以上のことから、総務課の対象保有個人情報の探索方法について、特段の問題はないと認められ、その他の対象保有個人情報を保有していないとする総務課の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報を特定した総務課の判断は妥当である。

次に、(イ)aについて、捜査第一課の説明によると、一般的に、供述とは刑事訴訟法上、事実を事実として述べる行為をいい、この供述を記録して書き記しておく書類を供述調書というが、読み聞かせ等を行い誤りがなければ確認し、誤りのないことを申立てたときには署名押印を求めることができる旨が規定されているとのことであった。また、告訴については、親告罪では訴訟条件の一つであり、告訴がなければ起訴は不適法として棄却されるが、〇〇罪は親告罪ではないことから、通常は告訴状の提出を求めず被害届を受理して捜査が行われるとのことであった。

捜査第一課が関係職員へ聞き取りを行ったところ、本件は平成〇年〇月〇日、〇〇警察署において、審査請求人に捜査結果等を説明した後、審査請求人の供述を録取した内容で読み聞かせを行ったところ、署名を拒否されたため、供述調書の作成は断念したとのことであった。したがって、供述調書は完成に至らず、いずれかの時期に使用の目的がなく保管不要と判断され廃棄された可能性が高いと考えられるとのことであった。また、告訴状の受理や告訴調書の作成は行われておらず、告訴の取り下げを強要した事実も確認されなかったと主張している。

さらに、(イ)bについて、決裁欄・起案欄に押印されている職員の職・氏名が記載されている対象保有個人情報には存在しなかったと主張している。

以上のことから、捜査第一課の対象保有個人情報の探索方法について、特段の問題はないと認められ、その他の対象保有個人情報を保有していないとする捜査第一課の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報を特定した捜査第一課の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

5 付帯意見

(1) 対象保有個人情報の特定方法について

保有個人情報開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」の欄の記載は、保有個人情報の特定に係るもので、開示請求の本質的な部分であり、開示請求者が行うべき事柄であるが、実際には、開示請求者がこれを行うことが困難な場合が多いと考えられるので、実施機関が積極的な情報の提供を行うことにより、開示制度の円滑な運用を図ろうとするものである。

本件処分において、実施機関は開示請求の受付の際に、開示請求者に対して、請求内容及び対象となる保有個人情報の範囲の確認を行っていないと述べている。

審査請求人は反論書の中でも、「その他の保有個人情報は「保有していない」旨の通知はなかった。」、「審査請求人が求めているのは押印されているものについての職・

氏名の開示である。印影によりその「氏」はうっすら判読できるが「職」と「名」は開示されていないため「決裁欄・起案欄の押印に関し、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当するものは、その職・氏名の開示」をするよう求めている。実施機関は審査請求人の請求理由の解釈を誤って思い込み、結果、弁明書の主張がずれたものとなっている。」と主張している。このように、開示請求者に対して、請求内容及び対象となる公文書の範囲の確認を行っていないことから、開示請求者が求める情報についての開示決定等を行うことができず、結果として、審査請求人が、「求めている情報が不開示であるため開示を求める」といった主張を持つ一因となったと考えられる。

このことからすれば、実施機関の対象保有個人情報の特定に係る対応は、丁寧さに欠けるものであったと言わざるを得ない。

今後、実施機関においては、開示請求の受付の際に、開示請求者に対し、請求内容を確認するなど、開示請求制度の円滑な運用が図られるよう要望する。

(2) 開示請求の対象外である情報の考え方について

本件処分 2 では呼出簿及び捜査主任官指名簿に記載されている、別事件に関する情報を法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当するとして黒塗りを行い不開示としている。

しかし、公文書の一つのページに「対象である情報」と「対象外である情報」が混在する場合、他の実施機関である鹿児島県知事においては、「対象外である情報」を「白抜き」の方法で見られない状態にし、白抜き部分を枠で囲み、「「白抜き」した部分は、あなたに係る個人情報ではない」旨を決定通知書の備考欄に明記する取扱いを行っていることから、今後の開示請求に対する決定に当たっては、当該取扱いに準じた取扱いがなされるよう要望する。